

令和 8 年 旭川地区講習会日程表

◎作業主任者講習

講習種目	実施月日	受講料 (テキスト代込み)	受講資格等	受講資格証明書類 (申込書に写しを添付)
型枠支保工の組立て等 作業主任者講習	(全科目) 2月18日(水) ～19日(木)	(全科目) 17,710円 (消費税込み)	≪受講資格≫ 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業の経験年数が次のいずれかを満たす者 <u>(満18歳以上からの経験年数)</u> ①経験年数が3年以上の者 ②大学、高等専門学校、高等学校等において土木、建築に関する学科を専攻して卒業し、その後経験年数が2年以上の者 ③職業能力開発促進法による所定の訓練を修了後、経験年数が2年以上の者	≪受講資格証明書類≫ <u>☆全受講者、経験年数の証明として申込書に事業主証明が必要です。</u> ①なし ②専攻学科等の記載がある卒業証明書、卒業証書 ③所定の訓練等の修了証
	(一部免除者) 2月19日(木) 1日のみ	(一部免除者) 10,890円 (消費税込み)	≪一部免除者資格≫ ①職業能力開発促進法に定めるブロック建築又はとびに係る1級又は2級技能検定に合格した者 ②職業能力開発促進法に定める職業訓練指導員免許を受けた者	≪一部免除者資格証明書類≫ ①技能検定合格証書 ②指導員免許証
地山の掘削及び土止め 支保工作業主任者講習	(全科目) 3月3日(火) ～5日(木)	(全科目) 25,410円 (消費税込み)	≪受講資格≫ 地山の掘削又は土止め支保工等に関する作業の経験年数が次のいずれかを満たす者 <u>(満18歳以上からの経験年数)</u> ①経験年数が3年以上の者 ②大学、高等専門学校、高等学校等において土木、建築、農業土木に関する学科を専攻して卒業し、その後経験年数が2年以上の者 ③職業能力開発促進法による所定の訓練を修了後、経験年数が2年以上の者	≪受講資格証明書類≫ <u>☆全受講者、経験年数の証明として申込書に事業主証明が必要です。</u> ①なし ②専攻学科等の記載がある卒業証明書、卒業証書 ③所定の訓練等の修了証
	(一部免除者) 3月5日(木) 1日のみ	(一部免除者) 12,760円 (消費税込み)	≪一部免除者資格≫ ①1級又は2級土木施工管理技術検定に合格した者 ②職業能力開発促進法に定める所定の訓練を修了した者 ③職業能力開発促進法に定める職業訓練指導員免許を受けた者	≪一部免除者資格証明書類≫ ①土木施工管理技術検定合格証明書 ②所定の訓練等の修了証 ③指導員免許証
足場の組立て等 作業主任者講習	(全科目) 3月24日(火) ～25日(水)	(全科目) 17,380円 (消費税込み)	≪受講資格≫ 足場の組立て等に関する作業の経験年数が次のいずれかを満たす者 <u>(満18歳以上からの経験年数)</u> ①足場作業特別教育を修了後、経験年数が3年以上の者 ②大学、高等専門学校、高等学校等において土木、建築、造船に関する学科を専攻して卒業し、足場作業特別教育を修了後、経験年数が2年以上の者 ③職業能力開発促進法による所定の訓練を修了後、経験年数が2年以上の者 ④その他 ※詳細は受講案内書参照	≪受講資格証明書類≫ <u>☆全受講者、経験年数の証明として申込書に事業主証明が必要です。</u> ①足場作業特別教育修了証 ②・足場作業特別教育修了証 ・専攻学科等の記載がある卒業証明書、卒業証書 ③所定の訓練等の修了証 ④詳細は受講案内書参照
	(一部免除者) 3月25日(水) 1日のみ	(一部免除者) 10,450円 (消費税込み)	≪一部免除者資格≫ ①職業能力開発促進法に定めるとびに係る1級又は2級技能検定に合格した者 ②職業能力開発促進法に定める職業訓練指導員免許を受けた者	≪一部免除者資格証明書類≫ ①技能検定合格証書 ②指導員免許証

◎特別教育

講習種目	実施月日	受講料 (テキスト代込み)	受講資格等	受講資格証明書類 (申込書に写しを添付)
フルハーネス型安全帯 特別教育	4月21日(火)	9,900円 (消費税込み)	満18歳以上の者	なし
足場作業特別教育 (6時間)	4月24日(金)	9,900円 (消費税込み)	満18歳以上の者	なし

◎安全衛生教育等

講習種目	実施月日	受講料 (テキスト代込み)	受講資格等	受講資格証明書類 (申込書に写しを添付)
施工管理者等のための 足場点検実務者研修	2月10日(火)	10,340円 (消費税込み)	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者	なし
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用 及び掘削用)運転業務 従事者安全衛生教育	3月17日(火)	11,660円 (消費税込み)	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了し、 その後概ね5年以上経過した者	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証 ※安全衛生教育(再教育)の修了証は、証明書類に該当しません。

【会場】 旭川建設業会館 4階大会議室
〒070-0035 旭川市5条通5丁目左10号 TEL: 0166-22-5144

【定員】 各80名

【申込受付】 令和8年1月13日(火) 10時より
建災防北海道支部旭川分会事務局まで必要書類及び受講料等を持参していただくか、現金書留にて郵送してください。

**車両系建設機械運転業務従事者
安全衛生教育は中止になりました。**